

質疑応答所に対する回答

番号	項目	内容	回答
1	実施要領 第4 参加資格要件	第4 参加資格要件 7 専門社会調査士の資格を有する者を配置することとありますが、本業務の実施に当たり、上記のような専門的な資格を有する必要はございますでしょうか。資格要件を設けた理由をご教示いただけないでしょうか。	<p>本要件につきましては、前回の2022計画策定時から参加資格要件に加え、従来の計画から大幅な見直しを行い策定した経緯がございます。その実績を踏まえて、今回も社会調査に関する、より高度な専門的知識と技能を持つ専門社会調査士に参画いただくことを目的に参加資格要件としました。</p> <p>担当技術者の能力を証明する第三者の団体による客観的な評価指標として用いることで、本業務における現状把握、課題抽出、施策展開への助言等の一連の調査・分析結果への信頼性及び本市の実情に沿った内容となるとともに、計画の妥当性が担保できるものと考えます。</p>
2			
3			